

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	いかるがパークウェイ興留地区埋蔵文化財発掘調査業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 奈良国道事務所長 伊藤 努 奈良県奈良市大宮町3-5-11
契約締結日	令和 6年 6月25日
契約の相手方の氏名及び住所	斑鳩町長 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	22,000,000
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	22,000,000
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、一般国道25号いかるがパークウェイ事業の事業区域内（興留地区）に存在する遺跡について、文化財保護法第99条（地方公共団体による発掘の施行）第二項に基づき、地方自治体の機関で、埋蔵文化財発掘調査を行うものである。</p> <p>文化庁次長通知（平成10年9月29日庁保記第78号）「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」記二（三）都道府県の役割及び体制の整備・充実では、「都道府県は、大規模な、あるいは複数の市町村にまたがる埋蔵文化財の保護及びこれらに係る開発事業との調整・発掘調査を行う」とされている。</p> <p>また、奈良県域は、埋蔵文化財の発掘が広範囲かつ多数あることから、国事業の進捗に影響が来ないように、奈良県生駒郡斑鳩町にある当該調査に当たっては、斑鳩町文化財担当部局と協議することとされている（文保第405号、令和4年5月10日）。</p> <p>以上のことから、当該事業地の地方公共団体である斑鳩町長と契約行うものである。</p>
備 考	